

## **[事案 2023-307] 新契約無効等請求**

・令和7年5月26日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2023-287] の申立人と同一人である。

### **<事案の概要>**

身に覚えのない契約であることを理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主な主張>**

平成6年7月に契約した個人年金保険について、身に覚えのない契約であったため、本契約の申込書の筆跡鑑定をした結果、「別人の筆跡」であることが判明したこと等から、契約を無効として既払込保険料等を支払ってほしい。

### **<保険会社の主な主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人に対しヒアリングを実施したが、約30年も前のことなので加入時の状況等、本契約に関する記憶はないとのことであった。
- (2) 申立人名義のクレジットカード契約、保険契約等、複数の契約があることからすると、申立人の関与があった可能性もうかがえる。
- (3) 仮に、第三者により行われたとの申立人の主張を前提としても、保険料の支払いは口座を管理していた第三者によってなされたと言え、出捐者ではない申立人には損失はなく不法行為は成立しない。
- (4) いずれにしても、本契約の締結または解約から既に約30年経過していることから、時効を援用する可能性がある。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事情等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。